

VIII 日本記録

VIII-1 (社)日本ウエイトリフティング協会は、次の区分の日本記録を、各階級それぞれのスナッチ・クリーン&ジャーク及びトータルについて公認する。

(1) 男子

日本記録

ジュニア日本記録

大学記録

高校記録

中学記録 (階級については、女子と同様)

マスターズ日本記録

(2) 女子

日本記録

ジュニア日本記録

大学記録

高校記録

VIII-2 公認の条件については、次のとおりとする。

- (1) 日本記録、ジュニア日本記録については、日本国籍を有する者によって樹立された記録であること。日本記録については、年齢に関わりなく公認する。
- (2) 大学記録は、学連登録を承認された者によって樹立された記録であること。
- (3) 高校記録については、学校教育法第1条で定める高等学校に在籍する生徒又は、全国高等学校体育連盟が特別措置として高等学校大会に参加を認められた学校に在籍するものによって樹立された記録であること。
- (4) 中学記録については、学校教育法第1条で定める中学校に在籍する生徒又は、主催者が特別措置として中学生大会に参加を認め

た学校に在籍する者によって樹立された記録であること。

- VIII-3 上記1-(1)・(2)の10区分の記録は、国際大会・全日本規模の大会・ブロック規模の大会で樹立されたものについて公認する。ただし、国際大会・全日本規模の大会についてはその都度公認する。ブロック規模の大会は、別様式の申請書を大会終了1週間以内に日本協会に提出しなければならない。都道府県レベルの大会では、日本記録を認めない。
- VIII-4 上記1-(1)・(2)の10区分の記録は、公認審判員によって判定されなければならない。
- VIII-5 審判員編成は、異なった都道府県の審判員でなければならない。
- VIII-6 ブロック規模の大会における記録の申請は、次の条件を満たさなければならない。
- (1) 前の記録を1kg以上上回っていること。
 - (2) レフリーは、次の事項を確認の上、署名しなければならない。
 - ◇ 試技の成功の確認
 - ◇ バーベルの重量・競技者の体重
 - ◇ 競技者の氏名・登録番号
 - ◇ 競技会名・競技会開催期日
 - ◇ 競技者の生年月日
 - ◇ 会場地
 - ◇ 種目
- VIII-7 新記録が樹立された後は、それを突破したい競技者は、少なくとも1kg以上越えなければならない。体重が軽いといえども後から行う競技者がそれと同じ重量の記録に成功しても新記録とはならない。
- VIII-8 競技者の体重の如何に拘らず2名又はそれ以上の競技者が同記録で新記録を樹立した場合は、先に樹立した競技者が記録保持者となる。新記録達成の場合に限り、階級がグループ分けされた場合であっても時間的に先に記録に成功した競技者が記録保持者となる。
- VIII-9 もし、1-(1)・(2)の8区分の記録が同日に異なった場所で樹立された場合は、いずれも公認する。